(c)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役
(d)　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
b．会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
c．会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
d．組合の理事
e．その他業務を執行する者であって、a．からd．までに掲げる者に準ずる者
(B)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
(C)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2)　応募者を構成する企業に共通の参加資格要件
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　ＰＦＩ法第９条に定める欠格事由に該当しない者であること。
③　１(4)①及び②に掲げる業務に対応した予決令第72条の認定等を受けている者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。）。
④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記③の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑤　第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていない者であること。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
⑥　中部地方整備局が本事業に関する検討を委託（再委託企業を含む）したＰｗＣアドバイザリー合同会社、株式会社日総建、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、株式会社イーアンドエム又は竹澤建築設計工房と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑦　中部地方整備局内に設置した「名古屋第４地方合同庁舎整備等事業有識者等委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑧　上記⑥及び⑦において、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、(1)⑧に同じ。
⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(3)　設計企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。
①　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
②　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規程に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
③　設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合は、いずれの設計企業も上記①及び②を満たしている者であること。設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は次のアからエまでによること。なお、提出者においてこれ以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないが、その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。
なお、次のアからエまでの分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。
ア　総合分野　平成31年国土交通省告示第98号別添一第１項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの
イ　構造分野　同上「構造」に係るもの
ウ　電気設備分野　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
エ　機械設備分野　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの
④　次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。
また、上記③に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合は、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、以下の⑦の要件を満たしていなければならない。
ア　管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。
イ　各分担業務分野の主任担当技術者については、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。
⑤　管理技術者及び総合主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。
⑥　管理技術者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。
⑦　次に示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。
ア　平成23年４月１日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（管理技術者の場合は上記④アの分野も含む。）での実績に限る。ただし、管理技術者又はこれと同等の立場としての業務の実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の対応により一時中止等の延長措置が執られた業務に関しては同種業務の実績と認める。
また、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができる。